

○笠井委員 日本共産党の笠井亮です。

本日はお忙しい中、参考人の皆さん、ありがとうございました。

先ほど来、ようやく九カ月ぶりにこういう機会ということがございましたが、東京電力の福島第一原発事故の調査委員会が、まさに憲政史上初めて全会一致で国会のもとに設置されて、昨年の七月に報告書が提出された。本当に大変な御苦労があったと思います。その御努力に心から敬意を表したいと思います。

そして、これを受けて、今通常国会において新設されて、本日ようやく開催の運びとなった当特別委員会の果たす役割は非常に大きいと思います。先ほども参考人の方の中から、終わりでなく始まりというふうに言われた、重要な内容の報告書と提言、重く受けとめて、生かす決意でございます。

そこで幾つか伺いたいと思うんですが、まず、黒川参考人、元委員長に伺います。

今回の報告書の冒頭で、「福島原子力発電所事故は終わっていない。」と明言をされた。そして、きょうも冒頭の話の中でも、事態は今も変わっていないと言われました。私自身、あの事故から二年目直前の三月九日に原発サイトにも行きまして、四号機のそれこそ最上部にも上って、いろいろと見ながら、いまだに、収束どころか事故の真ただ中であるということを改めて痛感いたしました。

そこで黒川参考人に伺いたいんですが、報告書を出されて以降今日までの事故の現状、それから、さまざまな動向あるいは事態、動きがあるという状況の中で、ごらんになっていて、改めて、報告書が「結論」の冒頭で「事故は収束しておらず被害も継続している。」ということ指摘されたことの意味といいますか、国内はもちろんですが、委員長がおっしゃったみたいに、対外的にも、世界に向けてもそういう指摘をあの時点でしたことを、今の時点でどういう意味を持っているとお考えかを伺いたいんですが。

○黒川参考人 私ども委員十人で、本当に最後の二、三カ月は毎日徹夜のようなことでした。委員の先生方は、自分たちで調査をし、それで原稿を書くというプロセスがありましたので、本当に大変だったと思います。

主査のもとに切ったり張ったりいろいろ議論はやっていましたけれども、実際それを書き出すと、新たな疑念がどんどん出てくるわけですね。その間も調査をどんどん進めている、そうするとまた足すことが出てくるという話で、最後の十日間の印刷、それが国会の両院議長に招集されるまでに間に合うようにするスケジュールをつくるので、本当に、最後の編集のところは大変だったと思います。みんな、言いたいこともたくさんあるんだけどという話で、しているうちに私はこの「はじめに」を書き出していたんですけども、皆さん同じ気持ちじゃないかなと思います。

もちろんあのときは、その前の年の十二月に一応福島は収束したという話がありましたけれども、誰もそんなことを思っていなかったんじゃないかなと。これは皆さんの思いだと思いますし、これで始まる「はじめに」というのは、この報告書としてはよかったんじゃないかなと。

あれだけ十分にいろいろなことが注目されていて、たくさんの本が出て、素晴らしい報告もたくさんで、それから、政府の畑村さんの七月の後半に出るということがわかっていましたので、これだけ注目されているのは、やはり始まりにはどうしても、福島の発電所事故は終わっていないということと、科学技術先進国の一つである日本で起こったということで世界に物すごい衝撃を与えたわけですね、そういう話をまず最初に書くべきだと私も思いまして、これをドラフトとして出して、皆さんで議論していったということでもあります。

○笠井委員 蜂須賀参考人に伺いたいんですが、先ほどもお話の中で、事故は続いている、それで、国会の対応に歯がゆい思いをすることです。まさに私自身も、収束どころではない福島原発、そして、十五万人の方々が県内外に避難を強いられていて、除染や賠償もなかなか進まない、被害も継続して拡大している現実ということで、何度も伺いながら、やはり、国と東電の果たすべき役割、責任、国会の責務を非常に感じるところなんです。

先ほどのあの話しあった中で子供の教育というお話があったんですが、特に、県の教育委員をなさっているということですので、今、二年たって子供たちが置かれている現実はどうなぐあいか。大変だということはおわかりですが、ちょっと端的な例を伺えれば。

そして、そういう中で、対応として何がその子供たちのために、今の健康もそうですし、これからの子供たちの人生があると思うんですが、国に求められていて必要かということについて伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○蜂須賀参考人 済みません、私の意見でよろしいでしょうか。(笠井委員「はい」と呼ぶ)

教育委員を仰せつかりましたけれども、私も十月に仰せつかったばかりで、ちょっと県の方の教育委員の中身がわからないというのが申しわけないんですけれども、自分で感じているのは、自分にも孫がおります。その孫が、今まで感じていなかった放射線に関してすごく敏感になっているんですね。これ食べていいの、これ飲んでいいの、だから、検査したから大丈夫だよと。一つ一つ検査をしながら口に入れるということと、あと福島県全体としては、先ほど述べさせていただいたとおり、先生方が放射線に関しての関心がすごく高いんですね。これを子供たちに伝えなければならぬというふうな思いがいっぱいありますので、国は、文科省は、それをもう少し福島県に対して、子供に対する放射能に対する考え方のいろいろなものをバックアップしていただきたいなと思っております。

小さい子供さんたちはそうなんですけれども、あとは、サテライト校とって、立地町にある高校が今間借りの生活をしております。それも、一つの校舎を二つに区切って、二つ、三つの高校が使用しているんですね。そうしますと、今年度の受験をしている人たちがいなくなっている部分もあるんですよ。ですから、その子供の教育がしっかりできるような国の施策を考えていただきたいと思っております。

○笠井委員 ありがとうございます。

田中三彦参考人に伺いたいんです。私も予算委員会で取り上げさせていただいたことでありますが、非常用の復水器が、東電の主張と違って地震の直後に壊れた可能性があるという問題で、昨年二月、国会事故調が決めた福島第一原発の調査が東京電力の虚偽説明によって妨げられたということで、参考人は、経緯の解明と現場調査の実施を求めるということで言われました。

翌日、私が予算委員会で質問したのに対して茂木経産大臣は、「何らかの意図を持って虚偽の説明をしたとすれば、断じて許されない」ということで、東電に報告を指示したというふうに答弁をして、東電は第三者委員会をつくって、そしてその結果として、当時の担当部長の勘違いであって、組織的なものじゃなかったんだという結論を下しました。

参考人もこの間予算委員会でもやっていますが、そういう東電の態度について受けとめの問題と、それから、そういう対応と相変わらずの姿勢で何が妨げられて、そのことがどういう重大な意味を持つというふうにお考えでしょうか。

○田中(三)参考人 ありがとうございます。何が妨げられたかということでしょうか。

この間もその委員会の場でもちょっとお話ししたかと思いますが、妨げられたものは、結局、私たちが何かを探ろうとしていたということ、そのことを妨げたんだと思っておりますが、具体

的に何ということとは多分なくて、あの場に入られると何を引きずり出されるかわからないということがあったのではないかと考えています。

それから、この議論をするに際してきちんと申し上げておきたいことは、非常用復水器が壊れていたというふうに私が非常に強調していることはありません。その可能性としてあるということです。ですから、どういう壊れ方をしているか、それが非常用復水器なのか別の配管なのかわかりませんが、可能性のあるものとしてはそれがあるということで、あそこで起きたということを強く私たちが推測をしているわけではないということもまず一つ言っておかなければならない。だけれども、可能性としてはそのことがありますということです。

もう一つ、入りたいと思った当時は、黒川委員長がおっしゃっていたように、一カ月間で体制を整える、十二月の発足で一月から始まったわけですけれども、その前に私は、その作業をしていた方から、あそこで水が出たよという話を伺いました。私は、個人的に三・一一直後からデータをずっと見ていて、それで、I Cの運転の仕方に対する答弁がおかしいなとずっと思っていたこととあわせて、とにかく入って見たいというのを最初の調査活動の一つとしてそれを黒川委員長にも申し出て、それで二月の初めに、東京電力にそのことを調査したい旨を事務方を通してお願いしたわけですね。

そのころは、実を言うと、まだ東京電力はその出水ということについて事実を知らないということがあります。したがって、私たちは、出水を見たいとかI Cの状態を見たいとか、そういうことを具体的に申し上げたわけではなくて、東京電力には、とにかく一号機の四階というのは入って見たいんだと。当然、狙いは非常用復水器にあるんだろうなということは向こうはわかるわけですけれども、その非常用復水器をめぐるその周辺を見たいというのは、私たちはそういう出水と絡めて見たかったということでございます。

○笠井委員 黒川参考人、この問題に関する東電の対応についてどのように思われているでしょうか、今回の問題をどう見られているか。

○黒川参考人 ありがとうございます。

そのとき、田中委員がおっしゃるように、調査協力員もだんだんふえてきまして、何人か指名されて手続が終わって、そのころから田中委員からは、どうしてもそこを見なくてはいけないんだと、彼は設計にもかかわっておいりましたので。しかし、そのときに放射能が高いとかいろいろなことがあります、放射能も高いよ、どうするんだという話も大分しました。だけれども、それは今の放射能から計算すると、いろいろな装備をしながら入っている時間が限られていることはわかっています、それでも私は行こうと思っていると言うので、それだったらぜひ事務的にまず話を進めようということをしたということが、実際、私どものプロセスでありました。

○笠井委員 それで、その後東電とのやりとりがありまして、あの第三者委員会をつくってそういう結論を出したということについて、それも含めて何か感じていらっしゃることはあるでしょうか。黒川参考人です。

○黒川参考人 どうも申しわけありません。それについては、東電関係はその後ずっと野村参考人が随分調べておいりましたので、もし野村さんの方から言うことがあれば、よろしいでしょうか。

○野村参考人 今回のまずは事実については、東電の第三者委員会の方からも明らかになっていますように、虚偽の事実を伝えたという事実はもう確定した事柄になっているというふうに理解はしております。

そのことによって調査の希望をしていたものが断念という形になったということも、私どもの

報告書にかねてより記載させていただいているところでありまして、この事実についても、そのとおりだというふうに思っております。

昨今問題となっておりますのは、その第三者委員会が私どもに対してヒアリングをせずに報告書を上げたということに対する御批判が出ておりますが、私どもの方としましては、もともと東京電力は私たちが調査をしている対象でしたので、その調査をしている対象が任命した任意の委員会が私どもの調査のプロセスを調査するというようなことは、あってはならないというふうに思っております。

といいますのは、そのようなことが許されるのだとしますと、今後、このような形の、国会のもとに調査委員会を設置しましても、最終的には調査対象者からのまたさらなる調査を受けるんだということになって、それが牽制的効果となり抑制が働くんだとすれば、この私どものミッションは果たせないということがあるからであります。

したがいまして、第三者委員会の方に対しましての私たちの基本的なスタンスは、この私たちに対してヒアリングをするのであれば、それは国会の先生方が御了解をしていること、とりわけ、国会の議長が私たちが調べろというふうに指示を出されたのであれば、それは私どもを任命した方でありますからその指示に従いますけれども、任意に設置された第三者委員会から私どもの方に任意の調査を求められても、それは、その求めに応じることはできないというのが基本的なスタンスであります。

この状況の中で、例えば、言った言わないのを確認していくということは必ずしも生産的なことではなく、私どもにとっては、そのときできなかった調査が今かなうのであれば、それは直ちに調査をすべきだというふうに思っているわけでありまして、その調査権限を私どもは今持っておりませんので、それはまさにこの委員会におられる先生方、この国会の先生方がこれを直ちに調査すべきだと言うのであれば、そういう組織を組成するなりなんりの形で直ちに調査に入っていただきたいというふうに思っております。

私どもは今もう解散した身でありますので、調査をする権限がありませんので、ぜひ先生方の方で、この問題について国会主導で調査をやっていただきたいというふうに思っているということであります。

○笠井委員 ありがとうございます。

今の最後のところは重く受けとめて、委員会としてやるべきことだと私は思っております。

田中三彦参考人にさらに伺いたいんですが、国会事故調の報告書の中で、「「原発はもともと安全である」と主張して、事故リスクに関する指摘や新知見を葬り去ってきたわけで、こうした考え方が今回の事故を招いたとすることができる。」というふうに述べた部分がございます。

ところが、今の問題もそうですが、つまり、調べなきゃいけないことが調べられていなくて、事故の原因も究明されていない中で、電力業界の方は、規制委員会が新たにつくろうとしている基準さえ守れば原発は安全だということで、原発を再稼働させようとする動きにあります。

しかし、事故が起きても規制基準を守れば安全となれば、新たな安全神話に陥ることになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺については、田中参考人、いかがお考えでしょうか。

○田中（三）参考人 ありがとうございます。

そうだと思います。私は、今まで言いましたように、新規制基準ですか、あるいは新安全基準ですか、それを第三層以降、四、五というところを中心に広げようとしていること自体に反対するものではないんですね。ところが、三・一一以降、私たちの安全意識というのが大きくそれによって変わっているという、そういう不安を持っています。

それはどういうことかといいますと、昔は、よくも悪くも三層以降はあり得ないということをやっと言ってきた。なぜかという、三層は突破されないんだ、そういう論理だったと思います。

それはある意味で非常に大事なことなんです。

今回は四層、五層をやっているから大丈夫ですということを言うと、私たちは、福島原発の事故を経験した結果、三層以降に行く可能性というものの中、それを防げるから大丈夫なんだという、非常に拡大された、あるいは崖っ縁の安全論みたいのところへ引きずられてきているというふうに思っているんですね。

そういう意味でいうと、三・一一で何を学んだかという、三層は突破されるかもしれない、けれども四層、五層で何とか守るから、それで運転させてくださいというそういう話に聞こえるんですね。それは何か逆手にとった論理のように聞こえて、むしろ、なぜ突破されたか、それから古い原発と新しい原発の仕分け、そういうものをきちんとやるということがまず最初にあるべきじゃないかというようなことを思っております。

○笠井委員 野村参考人に伺いたいんですが、先ほど来議論がある問題なんですけれども、この国会事故調の報告書の中で、事故の根源的原因というのは、歴代の規制当局と東電の関係について、規制する立場とされる立場が逆転関係、いわゆる規制のとりこということになることによる原子力安全についての監視、監督機能が崩壊が起きた点にあるということで、明らかに人災であるということ結論づけられたわけでありまして。

それで、参考人からも、現在、原子力規制委員会によるいわゆる新規制基準づくりの過程においてもさまざまな問題が起こっていますよねというお話もするところではありますが、そういう中でこの規制のとりこという問題を明記したということの意味を、あそこで明記した以降の事態からどう考えておられるか。

あわせて、それとの関連であれなんですけれども、まだ事故の安定化に関しても国民の監視が必要ということで参考人もおっしゃいました。報告書が出て以降、直近の汚染水の漏れの問題とか、あるいは冷却機能停止に至るまで、福島第一原発でもさまざまな事態が起こって、東電と規制当局、あるいは政府の対応が厳しく問われていると思うんです。

安定化と言われるそういう過程の中でも、この二年余りの対応をごらんになって、福島第一原発における規制当局と東電の関係が改まっているというふうに言えるかどうか、その辺を率直に伺いたいと思います。

○野村参考人 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まさに先生の御質問の中にも込められている思い、私が共有しているものだというふうに思います。

今お話がありましたように、もともと規制のとりこという言葉は私どもの報告書の中で記載させていただいたこの背景には、これは、ジョージ・スティグラーという、ノーベル賞を受賞された先生の研究から私どもは参考にしてこの言葉を使わせていただいているわけでありまして、ある意味では、世界共通のこの用語ではないでしょうか、こういったような独占企業体による事業を監視、監督するところでは起こりがちなこういう規制の問題点というものを指摘させていただいているわけです。

そういう意味では、世界共通の課題だということで、先般、もとのNRCの委員長であったヤツコさんとの対談もさせていただきましたが、そのときにも、やはり同じものが存在しているというふうに言っておられたところでもあります。

そういう点では、これはもうとにかく原子力行政というものの共通の課題として乗り越えていかなければいけないもの、いつでも起こり得る問題だというふうに考えていかなきゃいけないんだと思います。

そういう中で、ちょっときょう黒川元委員長の方からは、日本の文化といったようなものもその規制のとりこをもたらしただけの原因なので、そういうのも徹底的に取り除いていく中で新たな原子

力行政というものを構築していかなければいけないんだというふうには思っております。

そういった意味では、私ども、これを指摘できたことは有意義だったというふうに思っているわけであります。

ただ、かつて、例えば護送船団方式という言葉がありました。護送船団方式というのは、金融行政がゆがんだところの原因を、いわば、事業者を先導する形で規制当局が船隊を組むかのようにコントロールしていた姿をあらわしたわけですが、この言葉がはめられたことによってわかった気になってしまったという部分も実はあって、ああ、これは護送船団方式だよ、これが護送船団方式の弊害だよ、ということまで片づけられてしまったという問題がある。

ですから、言葉をあてがうことによる危険というのは、その言葉で説明するとわかってしまうことになるというところがあるので、ぜひそこところは乗り越えていかなければいけないところだというふうに思うわけです。

その点で、今、現にリアルに起こっていることを眺めさせていただきますと、廃炉に向けてのプロセスもそうですが、安定化のプロセスということで、この間の停電などを見させていただいて、やはり愕然とする部分というのがあるわけですね。なぜバックアップ電源がなかったんだろう、なぜ、このプールについてはバックアップはなくてもいいと考えていたんだろうとか、あるいは、こんなような状態で配線しているというのは、震災直後であったらあり得るかもしれませんが、もう直っているだろうと信じていたものがそうじゃないというものを、やはり国民は見て驚いたんだと思うんです。

では、なぜ規制当局はこれを見ながらそのことを指導していないのかという疑問がやはりあるわけで、そこにお互いになあなあでよしとしている部分がもし残っているのだとすれば、こここそ監視をして、補強し強化していかなければいけない部分だというふうに考えている次第であります。

○笠井委員 時間はわずかなんですが、石橋参考人、もし一言伺えればと思うんです。

この世界一の地震大国が世界有数の原発大国であることの意味について、端的にどんなふうに思っていらっしゃるか。先ほどもお話があったと思うんですが、一言伺えればと思います。

○石橋参考人 それは、元国会事故調の委員の立場を超えたことだと思いますのであくまでも個人的見解ですが、もう時間もありませんから端的に言えば、非常に怖いことです。

○笠井委員 終わります。ありがとうございました。